

2026年7月23日

各 位

上場会社名	株式会社ドリコム	
代表者	代表取締役社長	内藤 裕紀
(コード番号 :	3793)	
問合せ先責任者	取締役	後藤 英紀
(TEL :	050-3101-9977)	

取締役及び従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式としての自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年8月21日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 108,043株
(3) 処分価額	1株につき418円
(4) 処分価額の総額	45,161,974円
(5) 割当予定先	取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名 28,043株 監査等委員である取締役 4名 8,000株 従業員 21名 72,000株
(6) その他	本自己株式処分については、割当予定先である当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役及び従業員が交付を受けることとなる日の属する事業年度に係る当社の半期報告書が提出されるまで、譲渡が禁止される旨の制限を付しており、かつ、処分価額の総額が1億円未満であるため、金融商品取引法による有価証券通知書及び臨時報告書は提出しておりません。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2019年5月27日付けの「取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入及び取締役の報酬額の設定に関するお知らせ」のとおり、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、また、監査等委員である取締役については、少数株主の皆様と同じ目線に立ってその職責を果たすことにより、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、当社の取締役を対象とする報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

さらに、2019年6月25日開催の第18期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については年額50,000千円以内（年250千株以内）の、監査等委員である取締役については年額5,000千円以内（年25千株以内）の金銭報酬債権を支給することにつき、ご承認をいただいております。

なお、当社は、2024年5月24日付けの「取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ」のとおり、譲渡制限付株式の譲渡制限期間について、従来は「2年以上の期間で当社の取締役会が予め定める期間」としていましたが、これを「譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間」に変更し、2024年6月27日の第23期定時株主総会においてご承認いただいております。

その上で、当社は、本日開催の取締役会の決議及び監査等委員である取締役の協議により、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名及び監査等委員である取締役4名（以下「対象取締役」といいます。）並びに当社の従業員（以下「対象従業員」といい、対象取締役と併せて「割当対象者」といいます。）に対し、当社に対する金銭報酬債権又は金銭債権を合計45,161,974円（以下「本金銭債権」といいます。）、ひいては、当社の普通株式合計108,043株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。割当対象者は、本金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、本割当株式を引き受けることになります。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。なお、対象従業員との間でも、概ね同様の契約を締結する予定です（ただし、対象従業員の譲渡制限期間は5年間となります。）

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、2026年8月21日（払込期日）から当社の取締役の地位を喪失する日（ただし、当該日が2027年3月期における当社の半期報告書の提出日より前の日である場合は、当該半期報告書の提出日）までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が、払込期日から2027年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して、当社の取締役の地位にあることを条件として、譲渡制限期間満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、本役務提供期間において、死亡、任期満了その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役の地位を喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、2026年7月から当該喪失の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とみなす。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、2026年7月から組織再編承認日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合には1とみなす。）に、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された本金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2026年7月22日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である418円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。